

次	項	目	予 算				現	支 出 済 額	翌 年 度 繰 越 額			不 用 額	
			当 初	補 正	継 続 費 及 び	予 備 費 支 出			計	継 続 費	繰 越		事 故
			予 算 額	予 算 額	繰 越 額	増 減							
5.	特殊学校費		565,086,000	41,193,000	0	△ 1,679,000	604,600,000	603,629,114	0	0	0	970,886	
	1.	盲ろう学校費	353,329,000	34,967,000	0	△ 1,479,000	386,817,000	386,311,285	0	0	0	505,715	
	2.	養護学校費	211,757,000	6,266,000	0	△ 200,000	217,783,000	217,317,829	0	0	0	465,171	
6.	社会教育費		571,035,000	29,303,000	207,649,515		807,987,515	802,990,347	0	0	0	4,997,168	
	1.	社会教育総務費	55,231,000	8,666,000			63,897,000	63,708,543	0	0	0	188,457	
	2.	文化財保護費	18,774,000	4,375,000			23,149,000	23,101,801	0	0	0	47,199	
	3.	図書館費	16,220,000	△ 535,000			15,685,000	15,674,971	0	0	0	10,029	
	4.	自昭和43年度至昭和45年度文化センター建設費本年度支出額	398,013,000	△ 3,863,000	115,242,515		509,392,515	506,834,196	0	0	0	3,058,319	
	5.	歴史資料館建設費	11,000,000	0	92,407,000		103,407,000	103,393,299	0	0	0	13,701	
	6.	文化センター費	71,797,000	20,660,000			92,457,000	90,777,537	0	0	0	1,679,463	
7.	保健体育費		122,617,000	13,147,000	152,360,000		288,124,000	287,890,596	0	0	0	233,404	
	1.	保健体育総務費	49,031,000	23,000			49,054,000	48,930,223	0	0	0	123,777	
	2.	学校保健費	28,574,000	△ 893,000			27,681,000	27,662,905	0	0	0	18,095	
	3.	体育振興費	26,119,000	673,000			26,792,000	26,734,519	0	0	0	57,481	
	4.	体育施設費	18,893,000	13,344,000	152,360,000		184,597,000	184,562,949	0	0	0	34,051	

第2節 奨学育英

1. 福島県奨学資金貸与制度

この制度は、福島県出身の高等学校、高等専門学校の生徒または大学の学生でありながら経済的理由により修学困難と認められる者に対して奨学資金を貸与し、もって教育の機会均等をはかり、健全な社会の発展に貢献することを目的として昭和27年に発足したものであり、その実施状況は次のとおりである。

(1) 出願資格

- ① 高等学校（福島県内に所在するものに限る。）、高等専門学校又は大学に在学し、品行が正しく学術にすぐれ身体が強健であること。
- ② ア. 高等学校又は高等専門学校に在学している者にあつては、福島県内に引き続き6カ月以上住所を有すること。
イ. 大学に在学している者は、下記いずれかに該当し、大学に入学するまで又は大学に入学の目的をもって住所を移転するまで、福島県内に引き続き6カ月以上住所を有していたものであること。
 - 福島県内に所在する高等学校を卒業した者。
 - 大学入学資格検定規定（昭和26年文部省令第13号）による大学入学資格検定に合格した者で、合格当時福島県内に住所を有していた者。
- ③ 経済的理由により修学が困難であると認められるものであること。

- ④ 学力、収入状態が推せん基準に合致するものであること。

（重複採用を避けるため、日本育英会が募集している奨学生との併願は認めない。）

(2) 奨学資金の貸与額

- ① 高等学校または高等専門学校の生徒
月額 2,000 円
- ② 大学の学生
月額 5,000 円

(3) 貸付期間

奨学生の在学する学校の正規の修業期間

(4) 奨学資金の返還

卒業の月の6カ月目から起算して7年以内に貸与を受けた奨学資金の全額を半年賦で返還する。なお、利子は無利子とする。

また、貸与期間の満了、退学、奨学資金の借受け辞退、奨学資金貸与制度の廃止の場合も同様とする。

(5) 集 募

毎年4月10日から5月10日までを募集期間とし、各高等学校、主要大学及び報道機関を通じて広報する。

(6) 昭和45年度貸付状況

区 分	継続貸与	新 規 貸 与		計	備 考
		応募者数	採用者数		
高等学校	457	225	222	679	
大 学	255	153	100	355	
計	712	378	322	1,034	